

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

令和5年4月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

令和5年度北塩原村農業委員会総会（令和5年4月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和5年4月20日（木） 10時00分～11時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	小 椋 隆 子	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	欠
〃	4	二 瓶 睦 夫	欠
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	欠
〃	—	柏 谷 孝 雄	欠
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員5名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中4名出席。

4. 欠席委員

農業委員 3番 岩田 多吉委員、4番 二瓶 睦夫委員

推進委員 安部 嘉久委員、柏谷 孝雄委員

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

議案第1号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・番号1～3番 賃借権設定

議案第3号

許可の条件を履行したことの証明確認書申請について

第5 協議事項

令和5年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 遠藤 久彦

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主事 穴戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和5年度北塩原村農業委員会定例総会4月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

（ 挨拶 ）

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。

本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中5名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中4名にも出席いただいております。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、1番、小椋 隆子委員、2番、中川 博之委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局説明 ）

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

■議長

議案第1号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。

番号1番、1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇 〇さん、68歳、〇〇字〇〇〇の方。譲受人は、〇〇〇 〇〇さん、67歳、〇〇字〇〇〇の方でございます。

2、申請する農地の所在地及び面積は、〇〇字〇〇902番、以上1筆、合計1,436㎡でございます。

3、権利を設定しようとする事由については譲渡人が、耕作不便・低生産地のため、譲受人は相手方の要望のためでございます。

4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降。権利の存続期間は永年。有償での譲渡で金額は166,576円で10アールあたり116,000円になります。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。

以上、地元農業委員の意見としまして、遠藤 俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星 源嗣。以上で議案第1号、番号1番の所有権移転について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤 俊一委員より調査結果について報告をお願いします。

■6番 遠藤 俊一委員

16日の日曜日に電話で連絡を行いました。譲渡人である〇〇 〇さんは体が弱って、腰などあちこち痛いということで、農業規模をだんだんと縮小しているとのことでした。申請地の隣で譲受人が耕作をしており今回、譲渡という流れになったとのことでした。金額等も問題なく。許可相当と判断します。

■議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■推進委員 佐藤 誠一委員

申請地以外の他の農地についてはどうするの。

■6番 遠藤 俊一委員

申請地は他のまとまった農地と遠いため、今回、譲渡することにしたそうです。今後は他の農地も含め、規模を縮小していく予定であるとのことでした。

■推進委員 佐藤 誠一委員

了解しました。

■議長

その他、ご意見、ご質問等ございますか。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■委員

(なしのとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1の所有権移転について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、次の議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は3件ございます。議案第2号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第2号について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇 〇〇さん、78歳、〇〇字〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇の法人でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、〇〇字〇〇212番地2、地目は田、面積は396㎡
〇〇字〇〇314番地1、地目は田、面積は996㎡の2筆、合計面積は1,391㎡で
ございます。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和5年4月24日から令和14年3月31日までの約10年間。賃借料の額は年額で20,865円。10アール当たりになおすと15,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星 会長に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星 源嗣。以上で議案第2号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、私から報告いたします。

■7番 星 源嗣委員

貸付人は先月、農業委員会へ申請し別の方に農地を貸したのですが、今回の申請地については大きな機械が入らない不整形地で引き受けてもらえなかったため、引き受けてくれるという回答があった、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸す運びになったとのこと。許可相当と考えます。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号2番、こちらについても新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇 〇さん、70歳、〇〇字〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇字〇〇〇〇の法人でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、〇〇字〇〇63番地、地目は田、面積は386㎡、〇〇字〇〇64番地、地目は田、面積は1,074㎡、〇〇字〇〇65番地、地目は田、面積は1,292㎡、以下、記載の通りで、計9筆、合計面積は7741㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和5年4月24日から令和10年3月31日までの約5年間。賃借料の額は年額で30,964円。10アール当たりになおすと4,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、6番、遠藤 俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星 源嗣。以上で議案第2号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

説明が終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤 俊一委員より報告をお願いいたします。

■6番 遠藤 俊一委員

16日、日曜日に電話で連絡を行いました。貸付人の家族が耕作をしていたが、現在は体調が良くないため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸したいとのことでした。許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■2番 中川 博之委員

番号1番の案件では〇〇〇〇〇〇〇〇〇への賃借期間10年間だったのに対し、こちらは5年になっているのはどうしてですか、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の設定する賃借期間に基準などあるのでしょうか。

■6番 遠藤 俊一委員

耕作しているご家族の体調が良くなったらまた自分で耕作したいということで、ひとまず5年間に設定をしたということです。

■2番 中川 博之委員

了解しました。

■議長

他にご意見、ご質問ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号3番、新規設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）ですが、〇〇 〇〇さん、89歳、〇〇〇〇市〇〇の施設に入居されています。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）ですが、〇〇 〇さん、66歳、〇〇字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、〇〇字〇〇51番地、地目は田、面積は4,114㎡、〇〇字〇〇102番地3、地目は田、面積は1,508㎡、計2筆、合計面積は5,622㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間。賃借料の額は年額で84,330円。10アール当たりになおすと15,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼 喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

土地の所有者が〇〇 〇さんの名義となっていますが、資料で〇〇 〇さんの戸籍謄本を提出頂いており、〇〇 〇さんと〇〇 〇〇さんの承継関係については確認が取れています。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

すので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和5年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星 源嗣。
以上で議案第2号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いいたします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

4月11日に電話で確認を行いました。貸付人は施設に入っているため、孫の〇〇 〇〇さんと話をしました。昨年まで田んぼを貸していた方との賃借契約が終わり、別の方をさがしていたところで、親戚である〇〇 〇さんとの契約がまとまったとのことでした。賃借料等も問題なく許可相当と判断します。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

それでは、次の議案第3号、「許可の条件を履行したことの証明確認申請書について」を議題といたします。議案第3号について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第3号、「許可の条件を履行したことの証明確認申請書について」説明いたします。次の証明申請について意見を求めるものでございます。番号1番、

1、申請者は、〇〇〇 〇〇さん、〇〇〇県〇〇市の方でございます。

2、申請地の所在地及び面積等につきましては、〇〇字〇〇〇1096番地302、地目は田、面積は495㎡の1筆でございます。

3、証明を求める理由でございますが、土地地目変更登記のため。

4、経緯等につきましては、農地法第5条第1項の規定により昭和52年11月12日付け福島県指令若農政第〇〇〇〇号をもって、植林用地として転用が許可され、許可の条件に沿って植林を行い転用が完了して非農地化されたものの、地目変更に関する登記をせずに現在に至っているとのことです。

調査の申請位置ですが、農振農用地の区域外の土地でございます。調査結果でございますが、農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、記載のとおりでございます。4月13日に小椋 隆子委員、二瓶 睦夫委員、小椋 功委員の3名に確認していただきましたところ、証明の可否について可といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和5年4月20日提出、北塩原村農業委員会会長星 源嗣。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番、小椋 隆子委員より報告をお願いいたします。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■ 1 番 小椋 隆子委員

4月13日に申請者代理人である申請者の甥の方、農業委員、事務局で現場を確認しました。隣接地の所有者も2名参加し、現場にはカラマツが植林されていることを確認、申請の通り許可の条件を履行済みであると判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■事務局

事務局から1点ございます。今回、申請があった土地の隣接地(〇〇字〇〇〇1096番地303)についても、昭和52年に農地法第5条福島県指令若農政第〇〇〇〇号で許可が下り、許可の条件に沿って植林を行い転用が完了して非農地化されたものの、地目変更に関する登記をせずに現在に至っているとのことです。そちらは相続手続きが済み次第、今回と同様、許可の条件を履行したことの証明確認申請を行いたいとのことでした。先日の現況確認の際に予めその旨をお聞きし、隣の土地についても同様に植林が完了し、非農地化された状態であることを確認しています。そのため、今回の現況確認(資料)をもって、次回、申請があった際の現況確認を省略する形を取ってもよろしいでしょうか。

■委員

(了 承)

■議長

7月の委員改選後では話が判らなくなるため、なるべく早めに申請してもらうようにして下さい。

■議長

それでは、ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第3号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第3号について、申請内容の通り、証明することといたします。

■議長

それでは、続いて協議事項に入ります。令和5年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局説明 ）

■議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。協議事項、令和5年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。

原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

■議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それではその他になりますが、事務局より連絡がございますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

（農業委員会の応募・推薦状況について）

（農業委員会活動記録セットの配布について）

（農業委員・推進委員年報酬（能率給）について）

■事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

■委員

（ なしとの声 ）

■事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

下記の通り議事録の作成が完了しましたので、議事
録署名委員に署名の依頼をしてよろしいか伺います

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名
する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ ㊞

議事録署名委員 番 _____ ㊞

議事録署名委員 番 _____ ㊞